

G K 0 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地	千代田区神田錦町〇-〇 (電話番号 03 - 0000 - 0000 )
(フリガナ)	カブシキガイシャ コクゼイショウジ
法人名	株式会社 国税商事
法人番号	100000000000000000
(フリガナ)	コクゼイ カズオ
代表者氏名	国税 一夫

※	一連番号	
所管	申告	整理番号
税務署	申告年月日	令和 年 月 日
処理	申告区分	指導等 庁指定 局指定
欄	通信日付印 確認	
	年 月 日	
	指導 年 月 日	相談 区分1 区分2 区分3
	令和	

法人用 第一表

自 平成 4 年 1 月 1 日  
 令和 4 年 1 月 1 日  
 至 令和 4 年 12 月 31 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

( 中間申告 自 平成 年 月 日 )  
 ( 令和 年 月 日 )  
 の場合の  
 対象期間 至 令和 年 月 日 )

令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		十兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
課税標準額	①						3	1	1	8	6	5	0	0
消費税額	②						2	1	3	8	0	5	8	0
控除過大調整税額	③													
控除税額	控除対象仕入税額	④					1	2	7	9	1	8	0	6
	返還等対価に係る税額	⑤					5	9	7	0	2	4		
	貸倒れに係る税額	⑥					8	7	2	1	8			
控除税額小計	⑦					1	3	4	7	6	0	4	8	
控除不足還付税額	⑧													
差引税額	⑨						7	9	0	4	5	0	0	
中間納付税額	⑩						5	4	6	0	3	0	0	
納付税額	⑪						2	4	4	4	2	0	0	
中間納付還付税額	⑫										0	0		
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬												
	差引納付税額	⑭									0	0		
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮					3	1	4	3	7	5	4	3
	資産の譲渡等の対価の額	⑯					3	2	1	3	7	5	4	3
この申告書による地方消費税の税額の計算		十兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰												
	差引税額	⑱					7	9	0	4	5	0	0	
譲渡割額	還付額	⑲												
	納税額	⑳					2	2	2	9	4	0	0	
中間納付譲渡割額	⑳						1	5	4	0	0	0	0	
納付譲渡割額	㉑						6	8	9	4	0	0		
中間納付還付譲渡割額	㉒										0	0		
この申告書が修正申告である場合	既確定額	㉓												
	差引納付譲渡割額	㉔									0	0		
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉕						3	1	3	3	6	0	0	

⑪・⑫又は⑬・⑭の記入をお忘れなく。

㉕ = (⑪ + ㉑) - (⑧ + ⑫ + ⑬ + ㉒)・修正申告の場合㉕ = ㉑ + ㉒  
 ㉕が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付記事項	割賦基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	32
参考事項	工事進行基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	34
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="radio"/>	個別対応式	<input type="radio"/>	一括比例配分方式	41
	上記以外	<input type="radio"/>	全額控除			
基準期間の課税売上高	350,000千円					
還付金を受けようとする	銀行	本店・支店				
	金庫・組合	出張所				
ゆうちょ銀行の貯金記号番号	預金	口座番号				
	郵便局名等					
※税務署整理欄						
税理士名	(電話番号 - - )					
<input type="radio"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="radio"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

一般

課税期間		額4・1・1～額4・12・31	氏名又は名称	株式会社 国税商事
項目		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)
課税売上額(税抜き)	①	184,589,703	118,785,728	303,375,431
免税売上額	②			11,000,000
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④			314,375,431
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤			314,375,431
非課税売上額	⑥			7,000,000
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦			321,375,431
課税売上割合(④/⑦)	⑧			[ 97% ] ※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	112,378,000	88,830,000	201,208,000
課税仕入れに係る消費税額	⑩	6,492,951	6,298,855	12,791,806
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪			
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			
課税貨物に係る消費税額	⑬			
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭			
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮	6,492,951	6,298,855	12,791,806
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯	6,492,951	6,298,855	12,791,806
課税売上高が5億円以上かつ、 課税売上割合が95%未満の場合	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰		
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱		
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 [(⑰)+(⑱×④/⑦)]	⑲		
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑰×④/⑦)	⑳		
課税売上割合変動時の調整対象 固定資産に係る消費税額の調整 (加算又は減算)額	⑳			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉑		
	居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉒		
控除対象仕入税額 [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒±㉓]がプラスの時	㉔	6,492,951	6,298,855	12,791,806
控除過大調整税額 [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒±㉓]がマイナスの時	㉕			
貸倒回収に係る消費税額	㉖			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 ⑨及び⑫欄は、値引き、削戻し、削引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。